

# 兵庫県公報

令和8年1月29日 木曜日 号 外

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 人事委員会規則

- 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 公布された法令のあらまし

#### ◎公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会規則第1号)

公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

### 人 事 委 員 会 規 则

公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月29日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

#### 兵庫県人事委員会規則第1号

##### 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則別表第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	6,300円
2 級	7,800円。ただし、1号給7,371円、2号給 7,447円、3号給7,524円、4号給 7,600円、5号給7,677円、6号給 7,753円

附則別表第19条の4第1項第2号の職員の款2級の項を次のように改める。

2 級	7,700円。ただし、1号給7,371円、2号給 7,447円、3号給7,524円、4号給 7,600円、5号給7,677円
-----	--

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円
2 級	11,100円。ただし、1号給10,530円、2号給 10,638円、3号給10,746円、4号給 10,858円、5号給10,966円、6号給 11,074円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款2級の項を次のように改める。

2 級	11,000円。ただし、1号給10,530円、2号給 10,638円、3号給10,746円、4号給 10,858円、5号給10,966円
-----	--

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

附則別表第19条の4第1項第1号の職員の款5級の項を次のように改める。

5 級	9,300円
-----	--------

附則別表第19条の4第1項第2号の職員の款5級の項を次のように改める。

5 級	9,000円
-----	--------

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款5級の項を次のように改める。

5 級	13,300円
-----	---------

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款5級の項を次のように改める。

5 級	12,900円
-----	---------

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則の規定 令和7年4月1日

(2) 第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則の規定 令和8年1月1日